

履修ガイド【2026年度】

I 履修要項

この冊子には、修了、進級の可否にかかわる重要なルールが記載されていますので、よく読んでおいてください。

1 修了要件

当法科大学院を修了するためには、以下2要件を両方とも満たさなければなりません。

1. 所要単位数(☞以下(1))を修得すること。
2. 最終年次(長期履修学生にあつては長期履修3年目および4年目の通算)のGPA(☞2-(3))が1.50以上であること。

(1)所要単位数

以下のとおり、法学未修者、法学既修者の別により異なりますので、十分注意してください。

【修了所要総単位数:93単位以上】

- (1) 法律基本科目群の実定法基礎科目にある必修科目 38単位
(法学既修者は、このうち1年次配当科目の30単位を修得したものとみなされます。)
および実定法発展科目にある必修科目24単位はすべて履修
- (2) -1 法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目3単位はすべて履修
-2 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目6単位はすべて履修
-3 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから1単位以上を履修
-4 法律実務基礎科目群の法務臨床科目にある選択必修科目のうちから4単位以上を履修
- (3) 基礎法学・隣接科目群にある選択必修科目のうちから4単位以上を履修
- (4) 展開・先端科目群にある選択必修科目のうちから13単位以上を履修

(2)「在籍」・「在学」・「休学」の各年限

【在籍】

入学してから、退学、修了等により本学の学籍がなくなるまでの全期間、すなわち「在学」期間と「休学」期間を合わせた期間を「在籍」期間とといいます（「在学」および「休学」の意味については以下を参照）。在学年限は5年（法学既修者の場合4年）、休学は3年まで可能ですので、在籍期間は最長で8年（法学既修者の場合7年）になります（長期履修学生の場合も同じ。）。

未修者	在籍期間最長8年 = 在学期間最長5年+休学期間最長3年
既修者	在籍期間最長7年 = 在学期間最長4年+休学期間最長3年

（長期履修学生の場合も同じ。）

【在学】

全在籍期間から「休学」期間を除いた期間を「在学」期間とといいます。

当法科大学院の標準修業年限は3年です（法学既修者はこのうち最初の1年を在学したものとみなされます。）。長期履修学生の修業年限は4年です（法学既修者の長期履修学生は、このうち最初の1年を在学したものとみなされます。）。

留年した場合には、最長5年（法学既修者にあっては4年）まで在学できます（在学年限）。

長期履修学生の場合も在学年限は同じく5年（法学既修者の長期履修学生にあっては4年）です。

当法科大学院を修了するためには3年（法学既修者にあっては2年、長期履修学生のうち未修者にあっては4年、法学既修者にあっては3年）以上在学し、在学年限内に上記(1)の要件を満たさなければなりません（例えば2カ月間休学した場合には、最短での修了は、入学から3年後の3月末日ではなく、2カ月後の同年5月末日から近い方の年度途中修了日となります。）。

〔年度途中修了日〕 9月25日

【休学】

休学は2カ月以上の月単位で、合計3年まで可能です。休学期間中は当法科大学院の科目を履修することはできません。休学期間は、在学期間に算入されません。復学すれば、当法科大学院の科目を履修することができる「在学」の状態に戻ることができます。休学・復学を希望する場合は、法科大学院学内向け情報サイトにある書式を利用して、必要事項を記入の上、担当教員（各学生の担当教員は別途掲示にてお知らせします。）

と面談した上認印を受け、開始希望日の1カ月前までに3階事務室(26頁参照。以下同じ。)に直接持参または郵送により提出してください。

休学が長期化する場合(例えば、2年以上連続して休学する場合)、再入学制度(☞11)の利用をご検討ください。

2 進級要件

(1)所要単位数

下記のとおり、法学未修者、法学既修者の別により異なりますので、十分注意してください。

注)《 》内は長期履修の場合を示します。

【法学未修者】

- ・ 1年次：履修年次を1年次とする必修科目31単位中20《17》単位以上修得
- ・ 2年次：履修年次を2年次とする必修科目のうち下記科目の29単位中17《11》単位以上修得(但し、2026年度入学者にあつては、行政法Ⅲは除く。)

行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・商法Ⅰ・商法Ⅱ・憲法Ⅲ・行政法Ⅲ・民法Ⅶ・商法Ⅲ・

民事訴訟法Ⅱ・刑法Ⅲ・刑事訴訟法Ⅱ・法曹倫理Ⅰ・法曹倫理Ⅱ・

民事訴訟実務の基礎Ⅰ・刑事訴訟実務の基礎Ⅰ・要件事実論Ⅰ・要件事実論Ⅱ

【法学既修者】

履修年次を法学既修者1年次とする必修科目のうち下記科目の30単位中17《11》単位以上修得(但し、2026年度入学者にあつては、行政法Ⅲは除く。)

法曹実務基礎・行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・商法Ⅰ・商法Ⅱ・憲法Ⅲ・行政法Ⅲ・民法Ⅶ・

商法Ⅲ・民事訴訟法Ⅱ・刑法Ⅲ・刑事訴訟法Ⅱ・法曹倫理Ⅰ・法曹倫理Ⅱ・

民事訴訟実務の基礎Ⅰ・刑事訴訟実務の基礎Ⅰ・要件事実論Ⅰ・要件事実論Ⅱ

(2)共通到達度確認試験

法学未修1年次生(入学時から長期履修学生であった者を除く。)は、1年次の年度末に必ず同試験を受験し、得点(満点)の60%以上の正答率を得ること、60%以上の正答

率を得られなかった科目がある場合または本試験の全部または一部科目を欠席した場合には、同試験の再試験または追試験にて該当科目を受験し80%以上の正答率を得ることが、2年次への進級要件となります。

1年次原級留置者の中で、前年度までに本試験を受験し、60%以上の正答率を得ていた者に対しては、2年次への進級時直前の同試験の受験を免除します。

法学未修者1年次生のうち入学時から長期履修学生であった者は、2年次から3年次への進級段階で上記要件が課されますが、既に1年次年度末に本試験を受験し、60%以上の正答率を得た者に対しては、2年次から3年次への進級時直前の同試験の受験を免除します。

2026年度実施日程:2027年1月10日(日)

出題科目:憲法・民法・刑法

出題形式:短答式

受験料:1万円(予定)

受験手続、受験料の納入方法その他詳細については追って別途掲示します。

(3)GPA

まず、その年次で履修した各科目の単位数に、その科目で得た成績評価に対応する点数(Grade Point[下表のとおり。])を乗じた数を、それぞれ算出します(例えばある2単位科目の成績がA[3点]であった場合、 $2 \times 3 = 6$ 、また、ある1単位科目の成績がB[2点]ならば、 $1 \times 2 = 2$ 。)

成績評価	点数(Grade Point)
A+	4点
A	3点
B	2点
C	1点
D	0点

その年次で履修登録した全ての科目(注1))の上記数値(各科目の単位数 \times Grade Point)の総和を、その年次で履修登録した全ての科目の単位数の総和で除した数値(Grade Pointの1単位当たりの平均値)がGPA(Grade Point Average)です。次の年次に

進級するためには、前の年次のGPAが1.50以上であることを要します。GPAについての算出等の相談は、ご自身の学生担当教員と面談を行って確認を進めてください。

- 注1) 履修登録した授業科目は、以下注2)所定の科目を除き、途中で履修放棄した科目も含め全てGPAの計算に入りますので、履修登録に際しては十分に注意してください。
- 注2) 「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」、「基礎ゼミⅢ」、「法曹実務基礎」、「法学概論」については、合格(P)・不合格(F)のみによる評価となり、これらの科目の成績はGPAの計算には含まれません(ただし「法曹実務基礎」の単位数は、1-(1)所定の修了要件単位数および2-(1)所定の進級要件単位数に算入されます)。
- 注3) 企業法学専攻ないし法学学位プログラムの授業科目については、GPAの計算に含まれません。

(4)原級留置の場合

進級または修了をするために必要な要件を満たすことができなかった場合には原級留置(留年)となり、元の年次に留まることとなります。この場合、既に当該年次で修得した単位を無効とはせず、同じ年次生としてもう一年度過ごし、必要な科目の履修を行って進級・修了要件を満たす必要があります。なお、以前の年度に履修したことのある科目の再履修については4-(3)で説明します。

3 法科大学院在学中に司法試験の受験が認められる要件

司法試験法及び法務省令の改正により、令和5年(2023年)以降の司法試験において、次の要件を満たすことで法科大学院在学中に司法試験の受験が認められます。

1. 司法試験が行われる日の属する年の3月31日までに所定科目単位(法律基本科目の基礎科目を30単位以上、法律基本科目の応用科目を18単位以上、司法試験選択科目に係る科目を4単位以上)を修得していること
 2. 1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みであること
- 上記1.の法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、司法試験選択科目に係る科目にあたる科目については、開設授業科目一覧表に記載をしています。

4 履修登録

(1)履修登録単位数の上限

各年度において履修登録できる単位数の上限は、以下のとおりです。これには、以前履修してC,DまたはFの評価を受けたため再度履修する科目（以下(3)を参照）の単位数を含みます。この上限を超えた登録は認められませんので十分注意してください。

法学未修者	長期履修学生以外	1年次	36単位
		2年次	36単位(但し、1年次GPA2.0以上の場合40単位)
		最終年度	44単位
	長期履修学生	1年次	27単位
		2・3年次	27単位(但し、1年次GPA2.0以上の場合31単位)
		最終年度	33単位
法学既修者	長期履修学生以外	1年次	40単位
		最終年度	44単位
	長期履修学生	1・2年次	31単位
		最終年度	33単位

(2)履修申請期間

授業科目を履修して単位を修得するためには、所定の履修申請期間に履修登録手続を行う必要があります。期間を過ぎてからの追加登録および登録削除は認めませんので十分に注意してください。いったん履修登録した科目の削除は、履修登録期間内に限り可能です。

休学をする際、休学中に開講される科目を予め履修登録した場合は、登録期間内に学生本人で削除することが必要です。

(他専攻・学位プログラムと異なりますので、ご注意下さい。)

授業開始時期	履修申請期限
●2026年度 刑事模擬裁判※	2026年 3月 13日 (金)

(3年次のみ履修可)	～2026年 4月 1日 (水)
●2026年度春 A モジュール開始科目	2026年 4月 18日 (土)
●2026年度春 B モジュール開始科目 ●2026年度リーガルクリニック (通年科目)	2026年 5月 30日 (土)
●2026年度春 C モジュール開始科目	2026年 7月 14日 (火)
●2026年度 法交渉学	2026年 8月 9日 (日)
●2026年度夏季開始科目	2026年 8月 25日 (火)
●2026年度 民事模擬裁判 (3年次のみ履修可)	2026年 9月 25日 (金)
●2026年度秋 A モジュール開始科目	2026年 10月 14日 (水)
●2026年度秋 B モジュール開始科目	2026年 11月 18日 (水)
●2026年度秋 C モジュール開始科目	2027年 1月 7日 (木)
●その他の科目	※別途掲示等によりお知らせします

※科目については、別途、所定の書式により申請を行ってください。

- 注1) 担当教員未定科目については、別途履修申請期間を設ける場合がありますので、掲示等に注意してください。
- 注2) 表記以外の他の法科大学院の授業科目については、別途広報します。
- 注3) 2026年度入学法学未修生は、2年次に行政法Ⅲ、憲法総合演習、行政法総合演習、民法総合演習、民事訴訟法総合演習、民事法総合演習、刑法総合演習Ⅰ、刑法総合演習Ⅱ及び刑事訴訟法総合演習の履修登録をするためには、1年次のGPAが2.0以上であることを要します。
- 注4) 履修登録(希望)者が1科目につき多人数に及ぶ場合には、適正な授業規模の維持を目的として、履修登録人数を制限することがあります。この場合、本学の授業科目については、上級生、当該法律基本科目の成績順位、抽選の順に履修登録を認めることとします。
- 注5) 企業法学専攻ないし法学学位プログラムの授業科目の履修申請期間及び申請方法は、企業法学専攻ないし法学学位プログラムの内規によります。

(3)以前履修した科目の再履修

以前履修登録したことのある科目のうち、成績が C,D または F であった場合に限り、後の年度に再履修することができます。

再履修する場合の必要手続、単位及び点数(GPA の基礎となる Grade Point)等の取り扱いは、次表のとおりです。

以前の成績	必要手続	再履修時の成績	単位及び点数等の取り扱い
F 評価	通常の履修登録手続	P 評価	再履修した年次に、当該科目の修得単位数を得ることになります。
		F 評価	再履修した年次に、当該科目の修得単位数には変更がないものとします。
D 評価	同上	C 評価以上	再履修した年次に、当該科目の修得単位数と当該評価に対応した点数を得ることになります。
		D 評価	再履修した年次に、当該科目の修得単位数と点数には変更がないものとします。
C 評価	法科大学院学内向け情報サイトにある書式を利用して履修申請を行う必要があります。 この場合も履修申請期間は(2)のとおりです。	B 評価以上	【同一年次に再履修した場合(原級留置の場合)】 当該年次の修得単位数には変更がないものの(進級・修了要件単位数に重ねて算入されることはありません。)、点数については当該評価に対応した点数を得ることになりこれが GPA 計算の基礎となります(例えば、2単位科目C→Bとなった場合、単位数に変更がなく点数が2アップします。)
			【次年次以降に再履修した場合】 再履修した年次の修得単位数と点数に変更が生じ、これがGPA計算の基礎となります(例えば、2単位科目C→Bとなった場合、単位数が2単位、点数が4、それぞれアップします。)。ただし、再履修により修得した単位について、(すでに修得した当該科目の修得単位のほかに)進級・修了要件の単位数に重ねて算入されることはありません。
		C 評価又は D 評価	再履修した年次に、当該科目の修得単位数と点数には変更がないものとします。

※GPAの算出における「履修単位数」について

履修した年次においてそれぞれ計上されます。ただし、再履修後の成績が再履修前の成績と同一評価以下であった場合は、計上されません。また、同じ年次に複数回履修した場合でも、その年次において重複して計上されることはありません。

(4)当法科大学院入学前に大学院で修得した単位(当専攻の科目等履修生を除く)の認定

2024年度以降入学法学未修者は、(4)及び(5)において合計30単位を上限として、2024年度以降入学法学既修者は、(4)及び(5)において合計16単位を上限として、当法科大学院に入学する以前に本学大学院または他大学の大学院において履修し単位を修得した授業科目が、当法科大学院開設科目の基礎法学・隣接科目群の科目と展開・先端科目群のうち司法試験選択科目に相当し、かつ当法科大学院の対応科目の授業内容と実質的に重複すると当法科大学院科目担当教員および教員会議が認めた場合、申請により、当法科大学院における対応科目の単位を修得したものとみなすことがあります。この場合、各年度において履修登録できる単位数の上限に参入されません。また、成績評価はGPAに算入されません。

申請時期は入学直後の1回のみとなりますので、希望する新生は、法科大学院内情報サイトにある書式を利用して必要事項を記入し、関係書類(以前の大学院のシラバス、成績証明書等)を添付の上、2026年4月10日(金)までに、3階事務室にメール(law-school@un.tsukuba.ac.jp)にて申請してください。

(5)当法科大学院入学後に他の大学院等で単位を修得できる場合

法学未修者は、他大学法科大学院の授業科目を履修し、修得した単位について、(4)及び(5)において合計30単位を上限として、法学既修者は、(4)及び(5)において合計16単位を上限として、2頁所掲の修了要件単位及び4頁所掲の進級要件単位と認められます。各年次の履修登録できる単位数の上限に参入され、特に断りがない限り、成績評価はGPAに算入されます。

(6)法学学位プログラムで単位を修得できる場合

法学未修者及び法学既修者は、いずれも企業法学ないし法学学位プログラムの授業科目を履修し、修得した単位について、10単位を上限として、2頁所掲の修了要件単位及び4頁所掲の進級要件単位と認められます。各年次の履修登録できる単位数の上限に参入されますが、成績評価はGPAに算入されません。

(7)科目等履修生として修得した単位の認定

2026年度入学法学未修者は、当法科大学院において1年次科目の科目等履修生として履修した場合、また、2026年度入学法学既修者は、当法科大学院において2年次または3年次科目の科目等履修生として履修した場合、単位数にかかわらず、申請により、当法科大学院における対応科目の単位を修得したものとみなすことがあります。なお、当法科大学院入学前に科目等履修生として必修科目について単位を修得したものとみなす場合、2頁所掲の修了要件単位及び3頁所掲の進級要件単位に含まれ、成績評価は未修・既修1年次のGPAに算入されますが、1年次の履修登録できる単位数の上限に参入されません。

申請手続きは、前記(4)と同じです。

(4)～(7)については、次表のとおりです。

		科 目	単 位	成績評価方法
未修	(4)	入学前本学大学院または他大学の大学院の修得単位(基礎法学・隣接科目群の科目と展開・先端科目群のうち司法試験選択科目で重複科目)	合計30単位	評価N
	(5)	他の大学院で修得した科目		評価ABC(例外あり)
	(6)	本学法学学位プログラム等で修得した科目	10単位	評価N
	(7)	科目等履修生で修得した科目	制限なし	評価ABC

既修	(4)	入学前本学大学院または他大学の大学院の修得単位(基礎法学・隣接科目群の科目と展開・先端科目群のうち司法試験選択科目で重複科目)	合計16単位(但し, 既修認定30単位を除く)	評価N
	(5)	他の大学院で修得した科目		評価ABC(例外あり)
	(6)	本学法学学位プログラム等で修得した科目	10単位	評価N
	(7)	科目等履修生で修得した科目	制限なし	評価ABC

(8)聴講

当法科大学院学生が、当法科大学院の開設する科目のうち必修科目以外の科目若しくは本学の他の教育組織が開設する科目のいずれかの聴講を希望する場合は、当該科目担当教員および当法科大学院教員会議の許可が得られたものに限ってこれを認めます。

なお、当法科大学院学生が、上記の企業法学専攻ないし法学学位プログラムの科目以外の本学の他の教育組織が開設する科目を履修することはできません。また、各科目を履修した場合とは異なり、聴講してもその科目につき成績評価および単位認定はなされません。

聴講希望者は、法科大学院内情報サイトにある書式を利用して必要事項を記入の上、各科目履修登録期限までに3階事務室に直接持参して提出してください。聴講希望科目担当教員の許可は、事務室への提出に先立ち、学生の責任において得ておいて下さい。

(9)その他履修上の注意

- (1) 各年次に配当された科目は、その年次以上の学生に限り履修することができます。
上級年次の配置科目を履修することはできません(例えば、3年次生は1・2年次配当科目を履修できますが、2年次生は3年次配当科目を履修できません。)
- (2) 「リーガル・クリニック」を履修する場合には、遅くとも同じ年度に「法曹倫理 I」の履修を済ませておく必要があります。

- (3) 集中講義を行う場合、予習の時間が十分確保されるよう、実施の時期、時間割、試験日程等につき別途掲示を行います(法科大学院内情報サイトにも掲載します。)ので、十分注意してください。
- (4) 本学の他の教育組織に在籍している学生の履修または聴講を認める場合があります。当法科大学院の「展開・先端科目群」のうち一部の科目(当専攻の専任教員が担当する科目)の履修または聴講を希望する場合は、当該授業科目担当教員および当法科大学院教員会議の許可が得られた場合に限ってこれを認めています。また、本学の企業法学専攻ないし法学学位プログラムに在籍している学生には、基礎ゼミⅠ、Ⅱ、Ⅲ、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群につきこれを認めています。

(10)必修科目の履修モデル

必修科目の履修モデルは次ページに掲記しますので、参考にしてください。

必修科目の履修モデル

(1) 在学中受験をしない場合

学年	法律基本科目			法律実務基礎科目
	実定法基礎科目	実定法発展科目(演習)	実定法発展科目(総合演習)	
1年	憲法Ⅰ-A 憲法Ⅰ-B 憲法Ⅱ 民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ-1 民法Ⅳ-2 民法Ⅴ 民法Ⅵ 民事訴訟法Ⅰ 刑法Ⅰ 刑法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅰ			法曹実務基礎
2年	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ	憲法Ⅲ 民法Ⅶ 商法Ⅲ 民事訴訟法Ⅱ 刑法Ⅲ 刑事訴訟法Ⅱ		法曹倫理Ⅰ 法曹倫理Ⅱ 民事訴訟実務の基礎Ⅰ 刑事訴訟実務の基礎Ⅰ 要件事実論Ⅰ 要件事実論Ⅱ
3年		行政法Ⅲ	憲法総合演習 行政法総合演習 民法総合演習 商法総合演習 民事訴訟法総合演習 民事法総合演習 刑法総合演習Ⅰ 刑法総合演習Ⅱ 刑事訴訟法総合演習	

(2) 在学中受験をする場合

学年	法律基本科目			法律実務基礎科目
	実定法基礎科目	実定法発展科目(演習)	実定法発展科目(総合演習)	
1年	憲法Ⅰ-A 憲法Ⅰ-B 憲法Ⅱ 民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ-1 民法Ⅳ-2 民法Ⅴ 民法Ⅵ 民事訴訟法Ⅰ 刑法Ⅰ 刑法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅰ			法曹実務基礎
2年	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ	憲法Ⅲ 行政法Ⅲ 民法Ⅶ 商法Ⅲ 民事訴訟法Ⅱ 刑法Ⅲ 刑事訴訟法Ⅱ	憲法総合演習 民法総合演習 民事訴訟法総合演習 刑法総合演習Ⅰ 刑法総合演習Ⅱ 刑事訴訟法総合演習	要件事実論Ⅰ 要件事実論Ⅱ
3年			行政法総合演習 商法総合演習 民事法総合演習	法曹倫理Ⅰ 法曹倫理Ⅱ 民事訴訟実務の基礎Ⅰ 刑事訴訟実務の基礎Ⅰ

※在学中受験をする場合は、司法試験を受験する前年度末までに以下の単位を修得している必要があります。

- ・実定法基礎科目30単位以上
- ・実定法発展科目18単位以上
- ・司法試験選択科目4単位以上

5 長期履修制度

(1)現在長期履修学生の方・長期履修への変更を検討してい

る方共通の注意事項

- ・長期履修が認められるのは、長期履修許可書に記載の期間となります。

- ・長期履修学生が休学をする際、長期履修計画の変更を願い出て許可された場合は休学期間中を長期履修期間から除き、復学後から再度長期履修となります。つきましては、上記を希望する場合は、休学願の提出と併せて「長期履修計画変更願」を提出してください。

なお、担当教員と休学面談をする際には、長期履修計画の変更に係る相談も行いますので、長期履修変更計画書を作成のうえ、面談を受けてください。

- ・長期履修期間は年度単位での取り扱いとなります。年度の途中で休学・復学した場合でも当該年度は長期履修期間を1年分消化することになります。

- ・長期履修学生が留年をした場合、長期履修期間終了後は標準修業年限で履修する学生へと復することとなります。具体的には、授業料および履修上限単位が標準修業年限で履修する学生と同じ取り扱いになります。

- ・長期履修学生は、長期履修が認められた期間内は、標準修業年限での履修に復帰することはできません。

- ・(2020年度以降入学生について)途中で退学となる場合は、その時点まで通常に在学していた時に必要な授業料分を退学前に支払うことにより退学が許可されます。

(2)入学後の長期履修への変更について

在学期間1年未満の当専攻学生は、勤務等の都合によって、標準修業年限では修了が困難と見込まれる場合には、申請に基づいて、以下1または2のいずれかの区分により、次年度から長期履修に変更できます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 1年次必修科目単位のうち17単位以上を修得し、かつGPAが1.50以上
⇒ 次年度は長期履修2年次生となります。2 上記要件を満たせなかった方
⇒ 次年度は長期履修1年次生になります。 |
|---|

・長期履修への変更を検討している学生は、上記の点も含めまして、必ず専攻専任教員に事前相談をしてください。

・長期履修への変更に係る事前相談および申請は、例年2月中旬に予定しています。1月中旬に長期履修学生への変更について案内が学内情報サイトに掲載されますので、そちらを確認してください。